

区第1405号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津港浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 45.15′, 経度141° 32.84′ の点 イ 緯度38° 45.28′, 経度141° 33.55′ の点 ウ 緯度38° 44.77′, 経度141° 33.38′ の点 エ 緯度38° 44.50′, 経度141° 33.11′ の点 オ 緯度38° 44.65′, 経度141° 32.82′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1406号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津田ノ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 45.31′, 経度141° 33.68′ の点 イ 緯度38° 45.54′, 経度141° 35.04′ の点 ウ 緯度38° 45.43′, 経度141° 35.09′ の点 エ 緯度38° 44.84′, 経度141° 33.74′ の点 オ 緯度38° 45.02′, 経度141° 33.57′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1407号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津石浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.61′, 経度141° 33.61′ の点 イ 緯度38° 45.30′, 経度141° 35.15′ の点 ウ 緯度38° 44.41′, 経度141° 35.63′ の点 エ 緯度38° 44.45′, 経度141° 33.96′ の点 オ 緯度38° 44.55′, 経度141° 33.86′ の点 カ 緯度38° 44.48′, 経度141° 33.68′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1408号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津石浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.37′, 経度141° 34.04′ の点 イ 緯度38° 44.35′, 経度141° 35.65′ の点 ウ 緯度38° 43.88′, 経度141° 35.63′ の点 エ 緯度38° 43.89′, 経度141° 34.05′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1409号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津名足地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 43.31′, 経度141° 34.13′ の点 イ 緯度38° 43.78′, 経度141° 34.16′ の点 ウ 緯度38° 43.76′, 経度141° 35.62′ の点 エ 緯度38° 43.10′, 経度141° 35.58′ の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(エのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1410号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津名足地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 43.27' , 経度141° 33.84' の点 イ 緯度38° 42.97' , 経度141° 35.58' の点 ウ 緯度38° 42.30' , 経度141° 35.54' の点 エ 緯度38° 42.46' , 経度141° 34.13' の点 オ 緯度38° 42.80' , 経度141° 34.14' の点 カ 緯度38° 42.86' , 経度141° 33.81' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1411号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 42.34' , 経度141° 34.11' の点 イ 緯度38° 42.19' , 経度141° 35.53' の点 ウ 緯度38° 41.93' , 経度141° 35.49' の点 エ 緯度38° 41.14' , 経度141° 35.12' の点 オ 緯度38° 40.75' , 経度141° 34.93' の点 カ 緯度38° 40.64' , 経度141° 34.23' の点 キ 緯度38° 40.92' , 経度141° 33.72' の点 ク 緯度38° 42.00' , 経度141° 34.08' の点	漁場イ、エ、オ、カ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(オのみ光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1412号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.22' , 経度141° 34.68' の点 イ 緯度38° 40.06' , 経度141° 34.60' の点 ウ 緯度38° 40.22' , 経度141° 33.81' の点 エ 緯度38° 40.37' , 経度141° 33.02' の点 オ 緯度38° 41.04' , 経度141° 32.64' の点 カ 緯度38° 41.19' , 経度141° 33.06' の点 キ 緯度38° 40.89' , 経度141° 33.44' の点 ク 緯度38° 40.45' , 経度141° 34.06' の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ア、イ、エ、カのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1413号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.59' , 経度141° 33.20' の点 イ 緯度38° 41.47' , 経度141° 33.39' の点 ウ 緯度38° 41.34' , 経度141° 33.35' の点 エ 緯度38° 41.45' , 経度141° 33.16' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1414号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 42.60' , 経度141° 32.77' の点 イ 緯度38° 42.58' , 経度141° 32.90' の点 ウ 緯度38° 42.35' , 経度141° 33.27' の点 エ 緯度38° 42.23' , 経度141° 33.11' の点 オ 緯度38° 42.52' , 経度141° 32.71' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1415号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.88′, 経度141° 32.95′ の点 イ 緯度38° 41.72′, 経度141° 33.02′ の点 ウ 緯度38° 41.69′, 経度141° 32.66′ の点 エ 緯度38° 41.75′, 経度141° 32.57′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1416号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.95′, 経度141° 32.95′ の点 イ 緯度38° 41.80′, 経度141° 32.52′ の点 ウ 緯度38° 42.16′, 経度141° 32.05′ の点 エ 緯度38° 42.44′, 経度141° 32.64′ の点 オ 緯度38° 42.11′, 経度141° 32.97′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1417号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 42.27′, 経度141° 32.09′ の点 イ 緯度38° 42.21′, 経度141° 31.97′ の点 ウ 緯度38° 42.33′, 経度141° 31.81′ の点 エ 緯度38° 42.78′, 経度141° 31.64′ の点 オ 緯度38° 42.81′, 経度141° 31.81′ の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1418号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 42.85′, 経度141° 31.62′ の点 イ 緯度38° 42.93′, 経度141° 31.76′ の点 ウ 緯度38° 42.96′, 経度141° 31.86′ の点 エ 緯度38° 42.86′, 経度141° 31.93′ の点 オ 緯度38° 42.81′, 経度141° 31.64′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1419号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津伊里前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 42.81′, 経度141° 31.52′ の点 イ 緯度38° 42.70′, 経度141° 31.56′ の点 ウ 緯度38° 42.69′, 経度141° 31.51′ の点 エ 緯度38° 42.79′, 経度141° 31.48′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1420号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 42.48′, 経度141° 31.47′ の点 イ 緯度38° 42.50′, 経度141° 31.59′ の点 ウ 緯度38° 42.45′, 経度141° 31.60′ の点 エ 緯度38° 42.43′, 経度141° 31.47′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1421号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 42.12′, 経度141° 31.84′ の点 イ 緯度38° 41.92′, 経度141° 31.61′ の点 ウ 緯度38° 42.02′, 経度141° 31.47′ の点 エ 緯度38° 42.28′, 経度141° 31.63′ の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1422号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 5月31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.99' , 経度141° 31.45' の点 イ 緯度38° 41.89' , 経度141° 31.58' の点 ウ 緯度38° 41.67' , 経度141° 31.33' の点 エ 緯度38° 41.71' , 経度141° 31.28' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1423号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 42.07' , 経度141° 31.92' の点 イ 緯度38° 41.85' , 経度141° 32.20' の点 ウ 緯度38° 41.41' , 経度141° 31.56' の点 エ 緯度38° 41.61' , 経度141° 31.38' の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1424号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津泊浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.24' , 経度141° 32.99' の点 イ 緯度38° 41.10' , 経度141° 32.61' の点 ウ 緯度38° 41.37' , 経度141° 32.22' の点 エ 緯度38° 41.56' , 経度141° 32.45' の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1425号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.82' , 経度141° 32.02' の点 イ 緯度38° 40.99' , 経度141° 32.50' の点 ウ 緯度38° 40.41' , 経度141° 32.83' の点 エ 緯度38° 40.53' , 経度141° 32.21' の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1426号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津稲淵地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.07' , 経度141° 31.84' の点 イ 緯度38° 41.29' , 経度141° 32.11' の点 ウ 緯度38° 41.04' , 経度141° 32.47' の点 エ 緯度38° 40.86' , 経度141° 31.98' の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1427号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津葦ノ浜地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.66' , 経度141° 31.54' の点 イ 緯度38° 40.79' , 経度141° 31.94' の点 ウ 緯度38° 40.56' , 経度141° 32.10' の点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1428号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津葦ノ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.71' , 経度141° 31.27' の点 イ 緯度38° 41.03' , 経度141° 31.77' の点 ウ 緯度38° 40.84' , 経度141° 31.90' の点 エ 緯度38° 40.68' , 経度141° 31.44' の点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1429号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津寄木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.06′, 経度141° 31.68′ の点 イ 緯度38° 40.73′, 経度141° 31.20′ の点 ウ 緯度38° 40.80′, 経度141° 30.84′ の点 エ 緯度38° 41.07′, 経度141° 30.82′ の点 オ 緯度38° 41.46′, 経度141° 31.24′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光遠距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	
区第1430号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津菰ノ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.12′, 経度141° 30.52′ の点 イ 緯度38° 41.07′, 経度141° 30.60′ の点 ウ 緯度38° 41.04′, 経度141° 30.57′ の点 エ 緯度38° 41.09′, 経度141° 30.50′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	
区第1431号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津菰ノ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.34′, 経度141° 30.48′ の点 イ 緯度38° 41.29′, 経度141° 30.47′ の点 ウ 緯度38° 41.22′, 経度141° 30.54′ の点 エ 緯度38° 41.17′, 経度141° 30.50′ の点 オ 緯度38° 41.14′, 経度141° 30.43′ の点 カ 緯度38° 41.35′, 経度141° 30.35′ の点 キ 緯度38° 41.36′, 経度141° 30.43′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	
区第1501号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.91′, 経度141° 30.15′ の点 イ 緯度38° 41.02′, 経度141° 30.11′ の点 ウ 緯度38° 41.09′, 経度141° 30.39′ の点 エ 緯度38° 40.91′, 経度141° 30.47′ の点 オ 緯度38° 40.86′, 経度141° 30.40′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町志津川細浦、清水、荒砥、平磯、袖浜、大森、本浜、汐見、大久保、林	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1502号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業 くろせい小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.18′, 経度141° 30.35′ の点 イ 緯度38° 41.12′, 経度141° 30.38′ の点 ウ 緯度38° 41.00′, 経度141° 29.89′ の点 エ 緯度38° 41.06′, 経度141° 29.86′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規定を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	
区第1503号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川細浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.21′, 経度141° 30.34′ の点 イ 緯度38° 41.09′, 経度141° 29.85′ の点 ウ 緯度38° 41.15′, 経度141° 29.82′ の点 エ 緯度38° 41.27′, 経度141° 30.32′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	

区第1504号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川細浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.27' , 経度141° 29.64' の点 イ 緯度38° 41.21' , 経度141° 29.70' の点 ウ 緯度38° 41.15' , 経度141° 29.59' の点 エ 緯度38° 41.23' , 経度141° 29.55' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第1505号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.77' , 経度141° 30.29' の点 イ 緯度38° 40.58' , 経度141° 30.17' の点 ウ 緯度38° 40.61' , 経度141° 29.87' の点 エ 緯度38° 40.80' , 経度141° 29.98' の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第1506号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.55' , 経度141° 30.13' の点 イ 緯度38° 40.47' , 経度141° 30.09' の点 ウ 緯度38° 40.51' , 経度141° 29.83' の点 エ 緯度38° 40.58' , 経度141° 29.86' の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第1507号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.45' , 経度141° 30.01' の点 イ 緯度38° 40.43' , 経度141° 30.01' の点 ウ 緯度38° 40.41' , 経度141° 29.94' の点 エ 緯度38° 40.43' , 経度141° 29.81' の点 オ 緯度38° 40.48' , 経度141° 29.83' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第1508号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.53' , 経度141° 30.51' の点 イ 緯度38° 40.25' , 経度141° 30.58' の点 ウ 緯度38° 40.18' , 経度141° 30.14' の点 エ 緯度38° 40.52' , 経度141° 30.31' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第1509号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.45' , 経度141° 32.07' の点 イ 緯度38° 40.18' , 経度141° 32.02' の点 ウ 緯度38° 40.39' , 経度141° 31.10' の点 エ 緯度38° 40.64' , 経度141° 31.04' の点	漁場ア、イ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第1510号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 40.33' , 経度141° 30.83' の点 イ 緯度38° 40.18' , 経度141° 30.81' の点 ウ 緯度38° 40.15' , 経度141° 30.72' の点 エ 緯度38° 40.31' , 経度141° 30.73' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1511号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 40.11' , 経度141° 32.00' の点 イ 緯度38° 40.00' , 経度141° 31.98' の点 ウ 緯度38° 39.85' , 経度141° 30.90' の点 エ 緯度38° 40.01' , 経度141° 30.89' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。(光達距離3キロ メートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1512号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 40.14' , 経度141° 30.64' の点 イ 緯度38° 39.82' , 経度141° 30.66' の点 ウ 緯度38° 39.74' , 経度141° 30.01' の点 エ 緯度38° 40.07' , 経度141° 30.08' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。(光達距離3キロメ ートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1513号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 39.83' , 経度141° 29.13' の点 イ 緯度38° 39.93' , 経度141° 29.87' の点 ウ 緯度38° 39.69' , 経度141° 29.78' の点 エ 緯度38° 39.62' , 経度141° 29.23' の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。(ウのみ光達距離 3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1514号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 緯度38° 39.83' , 経度141° 29.13' の点 イ 緯度38° 39.82' , 経度141° 29.04' の点 ウ 緯度38° 40.19' , 経度141° 28.89' の点 エ 緯度38° 40.34' , 経度141° 29.83' の点 オ 緯度38° 40.11' , 経度141° 29.94' の点 カ 緯度38° 39.93' , 経度141° 29.87' の点	漁場のエ、オ位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。(光達距離3キロ メートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1515号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 40.39' , 経度141° 28.61' の点 イ 緯度38° 40.19' , 経度141° 28.70' の点 ウ 緯度38° 40.00' , 経度141° 28.00' の点 エ 緯度38° 40.14' , 経度141° 27.93' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1516号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.14' , 経度141° 28.72' の点 イ 緯度38° 39.79' , 経度141° 28.89' の点 ウ 緯度38° 39.64' , 経度141° 28.35' の点 エ 緯度38° 39.99' , 経度141° 28.19' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1517号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.64' , 経度141° 28.54' の点 イ 緯度38° 39.75' , 経度141° 28.91' の点 ウ 緯度38° 39.57' , 経度141° 28.98' の点 エ 緯度38° 39.55' , 経度141° 28.59' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1518号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.63' , 経度141° 28.51' の点 イ 緯度38° 39.55' , 経度141° 28.55' の点 ウ 緯度38° 39.54' , 経度141° 28.40' の点 エ 緯度38° 39.60' , 経度141° 28.37' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1519号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川袖浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.93' , 経度141° 28.00' の点 イ 緯度38° 39.71' , 経度141° 28.11' の点 ウ 緯度38° 39.68' , 経度141° 27.99' の点 エ 緯度38° 39.76' , 経度141° 27.83' の点 オ 緯度38° 39.88' , 経度141° 27.78' の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1520号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川大森地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.18' , 経度141° 27.64' の点 イ 緯度38° 40.11' , 経度141° 27.67' の点 ウ 緯度38° 39.98' , 経度141° 27.60' の点 エ 緯度38° 39.93' , 経度141° 27.44' の点 オ 緯度38° 40.17' , 経度141° 27.24' の点	漁場エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1521号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 あわび垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 40.46′, 経度141° 26.83′ の点 イ 緯度38° 40.08′, 経度141° 26.97′ の点 ウ 緯度38° 40.49′, 経度141° 27.08′ の点 エ 緯度38° 39.87′, 経度141° 27.26′ の点 オ 緯度38° 39.69′, 経度141° 27.44′ の点 カ 緯度38° 39.44′, 経度141° 27.47′ の点 キ 緯度38° 39.40′, 経度141° 27.23′ の点 ク 緯度38° 39.50′, 経度141° 27.22′ の点 ケ 緯度38° 39.49′, 経度141° 27.07′ の点 コ 緯度38° 39.56′, 経度141° 27.06′ の点 サ 緯度38° 39.55′, 経度141° 26.96′ の点	漁場ケ、コ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1522号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.47′, 経度141° 27.71′ の点 イ 緯度38° 39.34′, 経度141° 27.73′ の点 ウ 緯度38° 39.26′, 経度141° 27.11′ の点 エ 緯度38° 39.35′, 経度141° 27.10′ の点 オ 緯度38° 39.41′, 経度141° 27.48′ の点 カ 緯度38° 39.45′, 経度141° 27.52′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1523号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 くろそい小割式養殖業 めばる小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.59′, 経度141° 27.51′ の点 イ 緯度38° 39.61′, 経度141° 27.68′ の点 ウ 緯度38° 39.50′, 経度141° 27.70′ の点 エ 緯度38° 39.48′, 経度141° 27.52′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1524号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.61′, 経度141° 27.50′ の点 イ 緯度38° 39.70′, 経度141° 27.50′ の点 ウ 緯度38° 39.70′, 経度141° 27.55′ の点 エ 緯度38° 39.64′, 経度141° 27.67′ の点 オ 緯度38° 39.63′, 経度141° 27.68′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1525号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 志津川林地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.47′, 経度141° 27.99′ の点 イ 緯度38° 39.38′, 経度141° 28.01′ の点 ウ 緯度38° 39.35′, 経度141° 27.78′ の点 エ 緯度38° 39.61′, 経度141° 27.73′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1526号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉小涼地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.16′, 経度141° 26.82′ の点 イ 緯度38° 39.27′, 経度141° 27.64′ の点 ウ 緯度38° 39.03′, 経度141° 27.74′ の点 エ 緯度38° 38.74′, 経度141° 27.43′ の点 オ 緯度38° 38.76′, 経度141° 27.08′ の点 カ 緯度38° 38.63′, 経度141° 27.06′ の点 キ 緯度38° 38.63′, 経度141° 26.72′ の点 ク 緯度38° 38.75′, 経度141° 26.62′ の点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	南三陸町戸倉 平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1527号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.17′, 経度141° 27.80′ の点 イ 緯度38° 39.29′, 経度141° 27.75′ の点 ウ 緯度38° 39.32′, 経度141° 27.98′ の点 エ 緯度38° 39.39′, 経度141° 28.67′ の点 オ 緯度38° 39.31′, 経度141° 28.67′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1528号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.15′, 経度141° 27.80′ の点 イ 緯度38° 39.29′, 経度141° 28.67′ の点 ウ 緯度38° 38.89′, 経度141° 28.70′ の点 エ 緯度38° 39.04′, 経度141° 27.85′ の点	漁場カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1529号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 38.94′, 経度141° 28.10′ の点 イ 緯度38° 38.81′, 経度141° 28.47′ の点 ウ 緯度38° 38.71′, 経度141° 28.47′ の点 エ 緯度38° 38.72′, 経度141° 28.34′ の点 オ 緯度38° 38.76′, 経度141° 28.18′ の点 カ 緯度38° 38.82′, 経度141° 28.06′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1530号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.40′, 経度141° 28.74′ の点 イ 緯度38° 39.42′, 経度141° 28.98′ の点 ウ 緯度38° 39.40′, 経度141° 29.46′ の点 エ 緯度38° 39.24′, 経度141° 29.46′ の点 オ 緯度38° 39.25′, 経度141° 29.16′ の点 カ 緯度38° 38.96′, 経度141° 29.10′ の点 キ 緯度38° 39.01′, 経度141° 28.82′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1531号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉波伝谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 38.84′, 経度141° 28.72′ の点 イ 緯度38° 38.79′, 経度141° 28.87′ の点 ウ 緯度38° 38.82′, 経度141° 29.01′ の点 エ 緯度38° 38.81′, 経度141° 29.28′ の点 オ 緯度38° 38.62′, 経度141° 29.15′ の点 カ 緯度38° 38.63′, 経度141° 28.97′ の点 キ 緯度38° 38.74′, 経度141° 28.68′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1532号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町戸倉滝浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 38.80′, 経度141° 29.54′ の点 イ 緯度38° 38.76′, 経度141° 29.69′ の点 ウ 緯度38° 38.64′, 経度141° 29.64′ の点 エ 緯度38° 38.67′, 経度141° 29.49′ の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第1533号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本吉郡南三陸町戸倉滝浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 38.93′, 経度141° 29.43′ の点 イ 緯度38° 39.00′, 経度141° 29.54′ の点 ウ 緯度38° 38.81′, 経度141° 30.18′ の点 エ 緯度38° 38.72′, 経度141° 30.18′ の点	漁場ア、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第1534号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町戸倉滝浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.29′, 経度141° 30.02′ の点 イ 緯度38° 39.25′, 経度141° 30.20′ の点 ウ 緯度38° 39.08′, 経度141° 30.16′ の点 エ 緯度38° 38.81′, 経度141° 30.18′ の点 オ 緯度38° 39.00′, 経度141° 29.54′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第1535号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町戸倉長清水地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.61′, 経度141° 30.08′ の点 イ 緯度38° 39.63′, 経度141° 30.29′ の点 ウ 緯度38° 39.75′, 経度141° 31.07′ の点 エ 緯度38° 39.46′, 経度141° 31.07′ の点 オ 緯度38° 39.45′, 経度141° 30.25′ の点 カ 緯度38° 39.49′, 経度141° 30.09′ の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ア、イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第1536号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	本吉郡南三陸町戸倉長清水地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.88′, 経度141° 31.97′ の点 イ 緯度38° 39.46′, 経度141° 31.89′ の点 ウ 緯度38° 39.46′, 経度141° 31.07′ の点 エ 緯度38° 39.75′, 経度141° 31.07′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第1537号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉長清水地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.13′, 経度141° 30.64′ の点 イ 緯度38° 39.08′, 経度141° 30.84′ の点 ウ 緯度38° 38.56′, 経度141° 30.85′ の点 エ 緯度38° 38.48′, 経度141° 30.78′ の点 オ 緯度38° 38.31′, 経度141° 30.69′ の点 カ 緯度38° 38.43′, 経度141° 30.61′ の点 キ 緯度38° 38.46′, 経度141° 30.48′ の点 ク 緯度38° 38.54′, 経度141° 30.51′ の点 ケ 緯度38° 38.68′, 経度141° 30.44′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	
区第1538号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉寺浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.15′, 経度141° 31.16′ の点 イ 緯度38° 39.14′, 経度141° 31.64′ の点 ウ 緯度38° 38.99′, 経度141° 32.67′ の点 エ 緯度38° 38.46′, 経度141° 32.66′ の点 オ 緯度38° 38.47′, 経度141° 31.59′ の点 カ 緯度38° 38.30′, 経度141° 31.51′ の点 キ 緯度38° 38.34′, 経度141° 31.33′ の点 ク 緯度38° 38.47′, 経度141° 31.40′ の点 ケ 緯度38° 38.48′, 経度141° 31.14′ の点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	
区第1539号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉神割崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 38.18′, 経度141° 32.10′ の点 イ 緯度38° 37.90′, 経度141° 33.15′ の点 ウ 緯度38° 37.64′, 経度141° 33.15′ の点 エ 緯度38° 37.91′, 経度141° 32.09′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	
区第1540号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 戸倉寺浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.73′, 経度141° 33.45′ の点 イ 緯度38° 39.47′, 経度141° 33.43′ の点 ウ 緯度38° 39.47′, 経度141° 32.70′ の点 エ 緯度38° 39.46′, 経度141° 31.96′ の点 オ 緯度38° 39.88′, 経度141° 32.04′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ア、イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上)	南三陸町歌津, 志津川	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1541号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 野島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 39.97′, 経度141° 34.46′ の点 イ 緯度38° 39.75′, 経度141° 34.11′ の点 ウ 緯度38° 39.87′, 経度141° 33.09′ の点 エ 緯度38° 39.99′, 経度141° 32.06′ の点 オ 緯度38° 40.43′, 経度141° 32.14′ の点 カ 緯度38° 40.20′, 経度141° 33.30′ の点	漁場ア、イ、ウ、エ、オ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ア、イのみ光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで	
区第2101号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小滝 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 37.52′, 経度141° 32.34′ の点 イ 緯度38° 36.94′, 経度141° 31.97′ の点 ウ 緯度38° 36.98′, 経度141° 31.77′ の点 エ 緯度38° 37.58′, 経度141° 32.15′ の点		石巻市北上町十三浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2102号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小滝 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 37.06′ , 経度141° 33.89′ の点 イ 緯度38° 36.20′ , 経度141° 33.53′ の点 ウ 緯度38° 36.91′ , 経度141° 32.07′ の点 エ 緯度38° 37.49′ , 経度141° 32.44′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(アのみ光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2103号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字大指 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 36.12′ , 経度141° 33.46′ の点 イ 緯度38° 35.48′ , 経度141° 32.88′ の点 ウ 緯度38° 36.45′ , 経度141° 31.48′ の点 エ 緯度38° 36.89′ , 経度141° 31.87′ の点 オ 緯度38° 36.72′ , 経度141° 32.12′ の点 カ 緯度38° 36.63′ , 経度141° 32.05′ の点 キ 緯度38° 36.52′ , 経度141° 32.20′ の点 ク 緯度38° 36.61′ , 経度141° 32.28′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2104号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小指 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 35.42′ , 経度141° 32.75′ の点 イ 緯度38° 35.18′ , 経度141° 32.23′ の点 ウ 緯度38° 36.09′ , 経度141° 30.98′ の点 エ 緯度38° 36.38′ , 経度141° 31.36′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2105号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小指 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 35.13′ , 経度141° 32.14′ の点 イ 緯度38° 34.91′ , 経度141° 31.68′ の点 ウ 緯度38° 35.75′ , 経度141° 30.54′ の点 エ 緯度38° 36.03′ , 経度141° 30.89′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2106号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字相川 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 35.97′ , 経度141° 30.49′ の点 イ 緯度38° 35.94′ , 経度141° 30.45′ の点 ウ 緯度38° 36.09′ , 経度141° 30.26′ の点 エ 緯度38° 36.11′ , 経度141° 30.29′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2107号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市北上町 十三浜字小泊 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 35.81′ , 経度141° 30.38′ の点 イ 緯度38° 35.77′ , 経度141° 30.29′ の点 ウ 緯度38° 36.02′ , 経度141° 30.16′ の点 エ 緯度38° 36.04′ , 経度141° 30.22′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2108号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市北上町 十三浜宇小泊 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 34.87' , 経度141° 31.60' の点 イ 緯度38° 34.65' , 経度141° 31.14' の点 ウ 緯度38° 35.43' , 経度141° 30.11' の点 エ 緯度38° 35.70' , 経度141° 30.46' の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2109号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市北上町 十三浜宇大室 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 34.63' , 経度141° 31.09' の点 イ 緯度38° 34.47' , 経度141° 30.77' の点 ウ 緯度38° 35.19' , 経度141° 29.81' の点 エ 緯度38° 35.38' , 経度141° 30.05' の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2110号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市北上町 十三浜宇小室 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 34.59' , 経度141° 30.50' の点 イ 緯度38° 34.37' , 経度141° 30.04' の点 ウ 緯度38° 34.87' , 経度141° 29.39' の点 エ 緯度38° 35.16' , 経度141° 29.76' の点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2201号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市 尾崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.05' , 経度141° 28.02' の点 イ 緯度38° 32.70' , 経度141° 28.03' の点 ウ 緯度38° 32.75' , 経度141° 27.83' の点 エ 緯度38° 32.68' , 経度141° 27.77' の点 オ 緯度38° 33.11' , 経度141° 27.75' の点 カ 緯度38° 33.10' , 経度141° 27.88' の点 キ 緯度38° 33.17' , 経度141° 27.85' の点 ク 緯度38° 33.17' , 経度141° 27.94' の点	石巻市尾崎, 長面	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2202号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで	石巻市 長面地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.12' , 経度141° 27.53' の点 イ 緯度38° 33.13' , 経度141° 27.68' の点 ウ 緯度38° 32.65' , 経度141° 27.70' の点 エ 緯度38° 32.52' , 経度141° 27.60' の点 オ 緯度38° 32.64' , 経度141° 27.41' の点 カ 緯度38° 32.75' , 経度141° 27.50' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2301号	第1種区画漁業	のり養殖業 わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 名振鹿子走 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.39' , 経度141° 29.07' の点 イ 緯度38° 33.50' , 経度141° 29.29' の点 ウ 緯度38° 33.38' , 経度141° 29.38' の点 エ 緯度38° 33.27' , 経度141° 29.15' の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市雄勝町名振 平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2302号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 名振横沼 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.42′, 経度141° 29.73′ の点 イ 緯度38° 33.35′, 経度141° 30.06′ の点 ウ 緯度38° 32.32′, 経度141° 29.70′ の点 エ 緯度38° 32.38′, 経度141° 29.38′ の点 オ 緯度38° 32.55′, 経度141° 29.36′ の点 カ 緯度38° 33.27′, 経度141° 29.61′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2303号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 32.29′, 経度141° 30.22′ の点 イ 緯度38° 32.19′, 経度141° 30.38′ の点 ウ 緯度38° 32.09′, 経度141° 30.47′ の点 エ 緯度38° 32.03′, 経度141° 30.41′ の点 オ 緯度38° 32.07′, 経度141° 30.33′ の点 カ 緯度38° 32.13′, 経度141° 30.16′ の点 キ 緯度38° 32.25′, 経度141° 30.18′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市船越	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2304号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 32.41′, 経度141° 30.32′ の点 イ 緯度38° 32.81′, 経度141° 30.71′ の点 ウ 緯度38° 32.71′, 経度141° 30.78′ の点 エ 緯度38° 32.48′, 経度141° 30.68′ の点 オ 緯度38° 32.35′, 経度141° 30.43′ の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2305号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 32.94′, 経度141° 31.07′ の点 イ 緯度38° 32.83′, 経度141° 31.44′ の点 ウ 緯度38° 32.50′, 経度141° 31.28′ の点 エ 緯度38° 32.54′, 経度141° 31.04′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2306号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 船越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 33.35′, 経度141° 31.49′ の点 イ 緯度38° 33.30′, 経度141° 31.67′ の点 ウ 緯度38° 33.02′, 経度141° 31.86′ の点 エ 緯度38° 32.85′, 経度141° 31.41′ の点 オ 緯度38° 32.96′, 経度141° 31.09′ の点	漁場ア、イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2307号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市雄勝町 船越荒カワ ウソ根地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 32.13′, 経度141° 32.45′ の点 イ 緯度38° 32.49′, 経度141° 32.79′ の点 ウ 緯度38° 32.13′, 経度141° 33.01′ の点 エ 緯度38° 31.97′, 経度141° 32.63′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ア、ウのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市雄勝町大須	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2308号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市雄勝町 大須宇島 大岩崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 31.03' , 経度141° 32.65' の点 イ 緯度38° 31.02' , 経度141° 32.86' の点 ウ 緯度38° 30.86' , 経度141° 32.85' の点 エ 緯度38° 30.87' , 経度141° 32.64' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2309号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市雄勝町 熊沢ふのり 浜崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.56' , 経度141° 32.41' の点 イ 緯度38° 30.63' , 経度141° 32.72' の点 ウ 緯度38° 30.62' , 経度141° 32.86' の点 エ 緯度38° 30.47' , 経度141° 32.91' の点 オ 緯度38° 30.48' , 経度141° 32.80' の点 カ 緯度38° 30.41' , 経度141° 32.49' の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	石巻市雄勝町熊沢	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2310号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 桑浜字羽坂崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 29.63' , 経度141° 32.35' の点 イ 緯度38° 29.57' , 経度141° 32.55' の点 ウ 緯度38° 29.30' , 経度141° 32.54' の点 エ 緯度38° 29.30' , 経度141° 32.34' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町桑浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2311号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	石巻市雄勝町 桑浜名雷崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 29.26' , 経度141° 31.18' の点 イ 緯度38° 29.34' , 経度141° 31.23' の点 ウ 緯度38° 29.15' , 経度141° 31.96' の点 エ 緯度38° 29.00' , 経度141° 31.90' の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2312号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 桑浜鯨崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 29.41' , 経度141° 30.92' の点 イ 緯度38° 29.48' , 経度141° 30.97' の点 ウ 緯度38° 29.39' , 経度141° 31.23' の点 エ 緯度38° 29.27' , 経度141° 31.15' の点 オ 緯度38° 29.30' , 経度141° 31.05' の点	漁場ア、エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2313号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 桑浜鯨崎 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 29.48′, 経度141° 30.97′ の点 イ 緯度38° 29.56′, 経度141° 31.34′ の点 ウ 緯度38° 29.39′, 経度141° 31.23′ の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2314号	第1種区画漁業	はたて垂下式養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 29.63′, 経度141° 30.66′ の点 イ 緯度38° 29.66′, 経度141° 30.83′ の点 ウ 緯度38° 29.56′, 経度141° 30.85′ の点 エ 緯度38° 29.55′, 経度141° 30.76′ の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	石巻市雄勝町立浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2315号	第1種区画漁業	はたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.25′, 経度141° 30.41′ の点 イ 緯度38° 30.30′, 経度141° 30.78′ の点 ウ 緯度38° 30.25′, 経度141° 30.79′ の点 エ 緯度38° 30.23′, 経度141° 30.70′ の点 オ 緯度38° 30.14′, 経度141° 30.72′ の点 カ 緯度38° 30.17′, 経度141° 30.82′ の点 キ 緯度38° 29.76′, 経度141° 30.89′ の点 ク 緯度38° 29.74′, 経度141° 30.81′ の点 ケ 緯度38° 29.66′, 経度141° 30.84′ の点 コ 緯度38° 29.63′, 経度141° 30.66′ の点 サ 緯度38° 29.74′, 経度141° 30.54′ の点	漁場ア、サの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2316号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 さば小割式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.37′, 経度141° 30.59′ の点 イ 緯度38° 30.39′, 経度141° 30.72′ の点 ウ 緯度38° 30.33′, 経度141° 30.73′ の点 エ 緯度38° 30.32′, 経度141° 30.60′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2317号	第1種区画漁業	はたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 立浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.46′, 経度141° 30.70′ の点 イ 緯度38° 30.54′, 経度141° 30.79′ の点 ウ 緯度38° 30.43′, 経度141° 30.86′ の点 エ 緯度38° 30.35′, 経度141° 30.78′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2318号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 はたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.63′, 経度141° 30.62′ の点 イ 緯度38° 30.62′, 経度141° 30.70′ の点 ウ 緯度38° 30.56′, 経度141° 30.69′ の点 エ 緯度38° 30.57′, 経度141° 30.61′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町大浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2319号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業 にじます小割式養殖業 さくらます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.46′, 経度141° 30.43′ の点 イ 緯度38° 30.47′, 経度141° 30.53′ の点 ウ 緯度38° 30.36′, 経度141° 30.54′ の点 エ 緯度38° 30.36′, 経度141° 30.44′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2320号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 大浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.34′, 経度141° 30.23′ の点 イ 緯度38° 30.58′, 経度141° 30.25′ の点 ウ 緯度38° 30.59′, 経度141° 30.52′ の点 エ 緯度38° 30.50′, 経度141° 30.53′ の点 オ 緯度38° 30.49′, 経度141° 30.42′ の点 カ 緯度38° 30.35′, 経度141° 30.42′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2321号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.50′, 経度141° 29.77′ の点 イ 緯度38° 30.58′, 経度141° 29.83′ の点 ウ 緯度38° 30.53′, 経度141° 30.06′ の点 エ 緯度38° 30.42′, 経度141° 30.06′ の点	漁場ア、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(エのみ光達距離3キロメートル以上)	石巻市雄勝町小島	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2322号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.63′, 経度141° 29.45′ の点 イ 緯度38° 30.68′, 経度141° 29.49′ の点 ウ 緯度38° 30.65′, 経度141° 29.55′ の点 エ 緯度38° 30.60′, 経度141° 29.51′ の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2323号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.76′, 経度141° 29.24′ の点 イ 緯度38° 30.81′, 経度141° 29.29′ の点 ウ 緯度38° 30.77′, 経度141° 29.36′ の点 エ 緯度38° 30.72′, 経度141° 29.30′ の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2324号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 小島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.86′, 経度141° 29.06′ の点 イ 緯度38° 30.91′, 経度141° 29.12′ の点 ウ 緯度38° 30.82′, 経度141° 29.27′ の点 エ 緯度38° 30.77′, 経度141° 29.22′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2325号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 明神地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.99′, 経度141° 28.86′ の点 イ 緯度38° 31.11′, 経度141° 28.93′ の点 ウ 緯度38° 31.07′, 経度141° 29.00′ の点 エ 緯度38° 31.03′, 経度141° 28.96′ の点 オ 緯度38° 30.94′, 経度141° 29.09′ の点 カ 緯度38° 30.89′, 経度141° 29.03′ の点	漁場ア、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町明神	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2326号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 明神地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 31.09′, 経度141° 28.69′ の点 イ 緯度38° 31.14′, 経度141° 28.73′ の点 ウ 緯度38° 31.12′, 経度141° 28.78′ の点 エ 緯度38° 31.13′, 経度141° 28.81′ の点 オ 緯度38° 31.10′, 経度141° 28.86′ の点 カ 緯度38° 31.04′, 経度141° 28.81′ の点	漁場カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2327号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 雄勝地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 31.21′, 経度141° 28.36′ の点 イ 緯度38° 31.24′, 経度141° 28.36′ の点 ウ 緯度38° 31.19′, 経度141° 28.66′ の点 エ 緯度38° 31.13′, 経度141° 28.62′ の点	漁場ア、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町雄勝	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2328号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 船戸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 31.06′, 経度141° 28.30′ の点 イ 緯度38° 30.99′, 経度141° 28.19′ の点 ウ 緯度38° 31.04′, 経度141° 28.15′ の点 エ 緯度38° 31.11′, 経度141° 28.26′ の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町雄勝, 唐桑	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2329号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町 唐桑地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 31.14′, 経度141° 28.41′ の点 イ 緯度38° 31.08′, 経度141° 28.56′ の点 ウ 緯度38° 30.93′, 経度141° 28.82′ の点 エ 緯度38° 30.83′, 経度141° 28.72′ の点 オ 緯度38° 30.90′, 経度141° 28.64′ の点 カ 緯度38° 30.91′, 経度141° 28.66′ の点 キ 緯度38° 31.02′, 経度141° 28.52′ の点 ク 緯度38° 31.05′, 経度141° 28.55′ の点 ケ 緯度38° 31.11′, 経度141° 28.39′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町雄勝, 船戸, 唐桑	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2330号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町唐桑地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.88′, 経度141° 28.87′ の点 イ 緯度38° 30.79′, 経度141° 29.02′ の点 ウ 緯度38° 30.74′, 経度141° 28.90′ の点 エ 緯度38° 30.79′, 経度141° 28.80′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町唐桑	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2331号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.73′, 経度141° 29.01′ の点 イ 緯度38° 30.77′, 経度141° 29.05′ の点 ウ 緯度38° 30.46′, 経度141° 29.39′ の点 エ 緯度38° 30.43′, 経度141° 29.34′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町水浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2332号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.30′, 経度141° 29.36′ の点 イ 緯度38° 30.40′, 経度141° 29.48′ の点 ウ 緯度38° 30.30′, 経度141° 29.59′ の点 エ 緯度38° 30.14′, 経度141° 29.40′ の点 オ 緯度38° 30.18′, 経度141° 29.35′ の点 カ 緯度38° 30.24′, 経度141° 29.43′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2333号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.08′, 経度141° 29.37′ の点 イ 緯度38° 30.15′, 経度141° 29.46′ の点 ウ 緯度38° 30.08′, 経度141° 29.54′ の点 エ 緯度38° 30.01′, 経度141° 29.44′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2334号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町分浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 29.96′, 経度141° 29.43′ の点 イ 緯度38° 30.17′, 経度141° 29.72′ の点 ウ 緯度38° 30.13′, 経度141° 29.77′ の点 エ 緯度38° 29.99′, 経度141° 29.69′ の点 オ 緯度38° 30.02′, 経度141° 29.59′ の点 カ 緯度38° 29.94′, 経度141° 29.53′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	石巻市雄勝町分浜	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第2335号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町分浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 30.00' , 経度141° 29.82' の点 イ 緯度38° 30.01' , 経度141° 29.93' の点 ウ 緯度38° 29.82' , 経度141° 30.11' の点 エ 緯度38° 29.61' , 経度141° 30.16' の点 オ 緯度38° 29.59' , 経度141° 30.02' の点 カ 緯度38° 29.66' , 経度141° 30.01' の点 キ 緯度38° 29.65' , 経度141° 29.90' の点	漁場イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(イ、ウのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2336号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	石巻市雄勝町分浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 29.50' , 経度141° 29.75' の点 イ 緯度38° 29.54' , 経度141° 30.17' の点 ウ 緯度38° 28.75' , 経度141° 30.35' の点 エ 緯度38° 28.74' , 経度141° 30.17' の点 オ 緯度38° 28.88' , 経度141° 30.14' の点 カ 緯度38° 28.87' , 経度141° 29.87' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2337号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	石巻市雄勝町分浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 29.23' , 経度141° 29.61' の点 イ 緯度38° 29.34' , 経度141° 29.59' の点 ウ 緯度38° 29.34' , 経度141° 29.75' の点 エ 緯度38° 29.13' , 経度141° 29.79' の点 オ 緯度38° 29.12' , 経度141° 29.71' の点 カ 緯度38° 29.23' , 経度141° 29.69' の点		平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2401号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町指ヶ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.40' , 経度141° 29.76' の点 イ 緯度38° 28.47' , 経度141° 29.80' の点 ウ 緯度38° 28.65' , 経度141° 30.04' の点 エ 緯度38° 28.63' , 経度141° 30.12' の点 オ 緯度38° 28.30' , 経度141° 30.17' の点 カ 緯度38° 28.08' , 経度141° 30.21' の点 キ 緯度38° 28.04' , 経度141° 29.97' の点 ク 緯度38° 28.00' , 経度141° 29.75' の点 ケ 緯度38° 27.99' , 経度141° 29.53' の点 コ 緯度38° 28.10' , 経度141° 29.40' の点 サ 緯度38° 28.12' , 経度141° 29.39' の点 シ 緯度38° 28.20' , 経度141° 29.44' の点	漁場エ、オ、カ、キ、クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(エ、カ、キ、クのみ光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町指ヶ浜 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2402号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町指ヶ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.03' , 経度141° 29.10' の点 イ 緯度38° 28.04' , 経度141° 29.30' の点 ウ 緯度38° 27.98' , 経度141° 29.42' の点 エ 緯度38° 27.96' , 経度141° 29.21' の点	漁場の管理と保安に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

区第2403号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 指ヶ浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.95' , 経度141° 28.90' の点 イ 緯度38° 28.11' , 経度141° 28.85' の点 ウ 緯度38° 28.15' , 経度141° 28.94' の点 エ 緯度38° 28.13' , 経度141° 28.97' の点 オ 緯度38° 28.16' , 経度141° 29.06' の点 カ 緯度38° 28.05' , 経度141° 29.28' の点 キ 緯度38° 28.04' , 経度141° 29.04' の点 ク 緯度38° 27.96' , 経度141° 29.18' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2404号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 28.00' , 経度141° 28.84' の点 イ 緯度38° 27.96' , 経度141° 28.66' の点 ウ 緯度38° 27.86' , 経度141° 28.67' の点 エ 緯度38° 27.86' , 経度141° 28.63' の点 オ 緯度38° 28.00' , 経度141° 28.62' の点 カ 緯度38° 28.01' , 経度141° 28.69' の点 キ 緯度38° 28.04' , 経度141° 28.69' の点 ク 緯度38° 28.07' , 経度141° 28.82' の点	女川町御前浜	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2405号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.95' , 経度141° 28.69' の点 イ 緯度38° 27.97' , 経度141° 28.85' の点 ウ 緯度38° 27.87' , 経度141° 28.88' の点 エ 緯度38° 27.86' , 経度141° 28.70' の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2406号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業 えさむし垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 御前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.80' , 経度141° 28.64' の点 イ 緯度38° 27.82' , 経度141° 28.64' の点 ウ 緯度38° 27.84' , 経度141° 28.89' の点 エ 緯度38° 27.80' , 経度141° 28.90' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2407号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 尾浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.84' , 経度141° 28.93' の点 イ 緯度38° 27.90' , 経度141° 30.02' の点 ウ 緯度38° 27.70' , 経度141° 30.10' の点 エ 緯度38° 27.67' , 経度141° 30.07' の点 オ 緯度38° 27.71' , 経度141° 29.94' の点 カ 緯度38° 27.65' , 経度141° 29.66' の点 キ 緯度38° 27.78' , 経度141° 29.56' の点 ク 緯度38° 27.79' , 経度141° 29.49' の点 ケ 緯度38° 27.70' , 経度141° 29.30' の点 コ 緯度38° 27.79' , 経度141° 28.94' の点	女川町尾浦	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2408号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 尾浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.90′, 経度141° 30.09′ の点 イ 緯度38° 27.91′, 経度141° 30.25′ の点 ウ 緯度38° 27.73′, 経度141° 30.34′ の点 エ 緯度38° 27.71′, 経度141° 30.17′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2409号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.69′, 経度141° 30.29′ の点 イ 緯度38° 27.70′, 経度141° 30.37′ の点 ウ 緯度38° 27.43′, 経度141° 30.53′ の点 エ 緯度38° 27.40′, 経度141° 30.42′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2410号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.68′, 経度141° 30.19′ の点 イ 緯度38° 27.69′, 経度141° 30.26′ の点 ウ 緯度38° 27.40′, 経度141° 30.39′ の点 エ 緯度38° 27.36′, 経度141° 30.21′ の点 オ 緯度38° 27.52′, 経度141° 30.15′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2411号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.49′, 経度141° 30.12′ の点 イ 緯度38° 27.35′, 経度141° 30.19′ の点 ウ 緯度38° 27.27′, 経度141° 29.82′ の点 エ 緯度38° 27.33′, 経度141° 29.80′ の点 オ 緯度38° 27.37′, 経度141° 30.00′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2412号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.31′, 経度141° 30.24′ の点 イ 緯度38° 27.00′, 経度141° 30.16′ の点 ウ 緯度38° 27.19′, 経度141° 30.13′ の点 エ 緯度38° 27.17′, 経度141° 30.03′ の点 オ 緯度38° 27.11′, 経度141° 30.04′ の点 カ 緯度38° 27.02′, 経度141° 29.94′ の点 キ 緯度38° 27.20′, 経度141° 29.79′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2413号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.17' , 経度141° 30.45' の点 イ 緯度38° 27.08' , 経度141° 30.51' の点 ウ 緯度38° 26.99' , 経度141° 30.46' の点 エ 緯度38° 27.02' , 経度141° 30.36' の点 オ 緯度38° 26.93' , 経度141° 30.29' の点 カ 緯度38° 26.96' , 経度141° 30.21' の点 キ 緯度38° 27.12' , 経度141° 30.25' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2414号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業 にじます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.15' , 経度141° 30.26' の点 イ 緯度38° 27.33' , 経度141° 30.31' の点 ウ 緯度38° 27.36' , 経度141° 30.43' の点 エ 緯度38° 27.21' , 経度141° 30.51' の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2415号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 垂水浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.36' , 経度141° 30.46' の点 イ 緯度38° 27.38' , 経度141° 30.56' の点 ウ 緯度38° 27.18' , 経度141° 30.68' の点 エ 緯度38° 27.22' , 経度141° 30.54' の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2416号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 27.04' , 経度141° 30.68' の点 イ 緯度38° 27.13' , 経度141° 30.71' の点 ウ 緯度38° 27.05' , 経度141° 30.74' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町竹浦 平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2417号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.90' , 経度141° 30.78' の点 イ 緯度38° 26.52' , 経度141° 30.59' の点 ウ 緯度38° 26.60' , 経度141° 30.56' の点 エ 緯度38° 26.81' , 経度141° 30.66' の点 オ 緯度38° 26.85' , 経度141° 30.56' の点 カ 緯度38° 26.95' , 経度141° 30.63' の点	漁場ア、イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2418号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.61′, 経度141° 30.15′ の点 イ 緯度38° 26.68′, 経度141° 30.45′ の点 ウ 緯度38° 26.45′, 経度141° 30.55′ の点 エ 緯度38° 26.24′, 経度141° 30.45′ の点 オ 緯度38° 26.20′, 経度141° 30.30′ の点 カ 緯度38° 26.38′, 経度141° 30.22′ の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2419号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.52′, 経度141° 29.81′ の点 イ 緯度38° 26.59′, 経度141° 30.09′ の点 ウ 緯度38° 26.48′, 経度141° 30.12′ の点 エ 緯度38° 26.47′, 経度141° 30.05′ の点 オ 緯度38° 26.38′, 経度141° 30.06′ の点 カ 緯度38° 26.39′, 経度141° 30.10′ の点 キ 緯度38° 26.35′, 経度141° 30.15′ の点 ク 緯度38° 26.32′, 経度141° 30.17′ の点 ケ 緯度38° 26.16′, 経度141° 30.18′ の点 コ 緯度38° 26.07′, 経度141° 29.86′ の点 サ 緯度38° 26.18′, 経度141° 29.78′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2420号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦アワブク 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.31′, 経度141° 29.33′ の点 イ 緯度38° 26.40′, 経度141° 29.35′ の点 ウ 緯度38° 26.39′, 経度141° 29.54′ の点 エ 緯度38° 26.33′, 経度141° 29.54′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2421号	第1種区画漁業	ぎんざげ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦アワブク 浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.23′, 経度141° 29.33′ の点 イ 緯度38° 26.28′, 経度141° 29.33′ の点 ウ 緯度38° 26.30′, 経度141° 29.54′ の点 エ 緯度38° 26.25′, 経度141° 29.54′ の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第2422号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.21′, 経度141° 29.54′ の点 イ 緯度38° 26.01′, 経度141° 29.56′ の点 ウ 緯度38° 25.99′, 経度141° 29.34′ の点 エ 緯度38° 26.20′, 経度141° 29.31′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第2423号	第1種区画漁業	ぎんざけ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.32' , 経度141° 29.14' の点 イ 緯度38° 26.36' , 経度141° 29.22' の点 ウ 緯度38° 26.40' , 経度141° 29.23' の点 エ 緯度38° 26.40' , 経度141° 29.29' の点 オ 緯度38° 26.31' , 経度141° 29.27' の点	漁場の管理と保全に関し遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2424号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.29' , 経度141° 29.16' の点 イ 緯度38° 26.28' , 経度141° 29.26' の点 ウ 緯度38° 26.21' , 経度141° 29.25' の点 エ 緯度38° 26.21' , 経度141° 29.22' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2425号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町竹浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.03' , 経度141° 29.00' の点 イ 緯度38° 26.17' , 経度141° 28.99' の点 ウ 緯度38° 26.18' , 経度141° 29.15' の点 エ 緯度38° 26.13' , 経度141° 29.15' の点 オ 緯度38° 26.10' , 経度141° 29.12' の点 カ 緯度38° 26.03' , 経度141° 29.12' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2426号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.04' , 経度141° 28.88' の点 イ 緯度38° 26.15' , 経度141° 28.87' の点 ウ 緯度38° 26.14' , 経度141° 28.95' の点 エ 緯度38° 26.02' , 経度141° 28.96' の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	女川町桐ヶ崎 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
区第2427号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	牡鹿郡女川町桐ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.27' , 経度141° 28.73' の点 イ 緯度38° 26.30' , 経度141° 28.81' の点 ウ 緯度38° 26.19' , 経度141° 28.87' の点 エ 緯度38° 26.18' , 経度141° 28.81' の点 オ 緯度38° 26.06' , 経度141° 28.76' の点 カ 緯度38° 26.08' , 経度141° 28.68' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から平成30年8月31日まで